

行政書士江坂みらい法務事務所料金規定

第1条 当事務所の報酬設定について

当事務所の報酬は、平成12年に撤廃された行政書士報酬額規定及び日本行政書士会連合会により発表されている行政書士報酬統計調査を鑑み、当事務所が業務を遂行する際の労力や業務難度により決定しています。

第2条 報酬に関して

当事務所の報酬に関しては、確定した額をお見積りとして提示し、提示以降、依頼者様への事前相談無く変更することはありません。

第3条 実費について

業務遂行時の実費については事前に概算額を掲示し、着手時は一時的に当事務所の立て替えとし、業務終了時に領収書・計算書を添付して、依頼者様に請求いたします。

2 公正証書の作成時に公証役場へ支払う手数料等は、依頼者様自身も公証役場へ赴く手続きの場合には、当日その場でお支払いいただきます。

第 4 条 着手金について

着手金が必要な業務については、報酬額の 30% を着手金とし、業務委託契約後 8 日以内にお支払いいただきます。

2 着手金受領後に業務をキャンセルされた場合、着手金は第 8 条の 2 項に定める前払い報酬金のキャンセル時における取り扱いに準じ返金いたします。

第 5 条 お見積書

当事務所では必ず業務委託契約を結ぶ前に、お見積書を発行いたします。その際他の専門家費用が必要な場合は合わせて、記載いたします。お見積り業務に関して、お見積り書を超える費用が発生する事はありません。

第 6 条 提携先費用

当事務所の提携先の費用に関して、当事務所が間に入ることによりお客様へ金銭的不利益（費用の上乗せ）が発生しないことをお約束します。

第 7 条 報酬のお支払

報酬に関しては業務完了後に、実費費用を計算し着手金を差し引いた、ご請求書を発行いたしますので、ご請求書到着後8以内に振り込みまたは、現金によりお支払いください。

第8条 キャンセル時の取り扱い

依頼者様から、契約した業務についてのキャンセルの申出があった場合には、依頼者様、当事務所双方協議の上、キャンセル時点において立替済みの実費を清算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずるものとする。

2 前払い報酬金の返金については、契約後日数×1000円を乗じた金額を控除して返金する。

第9条 振込先口座

りそな銀行 茨木支店 普通口座 口座番号 0107434 名義人 信本 一樹

第11条 特約条項

本規定の条項は基本的な事項です。 そのほかにもお客様からのご要望があれば協議の

上下記に追加し効力をもたせます。

特約条項

第 12 条 変更

本規定を変更する際はWEBサイトにより通知します。 <https://esaka-mirai.net/>